

船舶事故調査報告書

平成22年9月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年11月19日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市 郷ノ浦港鎌崎防波堤灯台から真方位042° 680m付近 （概位 北緯33° 44.7′ 東経129° 40.9′）
事故調査の経過	平成22年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 さくら丸、19トン TT2-1558（漁船登録番号）、さくら水産有限会社 26.25m×3.90m×1.77m、FRP ディーゼル機関、478kW（漁船法馬力数）、平成4年5月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年5月10日 免許証交付日 平成18年5月21日 （平成24年5月9日まで有効） 甲板員A 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年9月8日 免許証交付日 平成20年6月11日 （平成25年9月7日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、郷ノ浦港東防波堤に左舷着けで係留していたところ、船長ほか甲板員2人が乗り組み、平成21年11月19日10時50分ごろ、船長が操舵室で機関を始動して操船に当たり、甲板員Aが船尾、甲板員Bが船首の配置について出航作業にかかった。 船首側の綱放し後、甲板員Aは、船長からの綱放せの合図を受けて、左舷船尾デッキで、たつ（係留索を留める柱状の構造物を指す。）の斜め後方の防波堤のビット（以下「本件ビット」という。）に回し取っていた係留索を、本船左舷船尾に設置された流し台の上に取り込み始めた。 甲板員Aは、作業中、係留索端のアイが本件ビットに絡んでしまったので、船長に知らせるため「おーい」と声を掛けた。応答はなかったが、そのまま流し台に上がり、左足をブルワーク上に置き、右足で流し台に取り込んだ係留索を踏む姿勢で、絡んだ係留索を引き外そうとした。

	<p>船長は、甲板員 A が係留索を取り込み始めたのを確認し、その約 2 分後、係留索を全部取り込み終えていると思い、作業状況を確認せずに機関を前進に掛け発進した。</p> <p>甲板員 A は、本船が前進し始めたので「おーい」と叫んだが、本船の前進とともに流し台上の係留索が本件ビット側に引かれ、11 時 00 分ごろ、右足首が係留索に絡んで、ブルワークの船尾左舷の角まで引かれると同時に締め付けられた。</p> <p>船首で作業の後片付けをしていた甲板員 B は、叫び声を聞き、舷外に落ちそうになっている甲板員 A を発見して救助に向かい、船長は、甲板員 B が慌てて船尾に走ったのを見て、機関を停止した。</p> <p>甲板員 A は、救急車及びヘリコプターにより、病院に搬送されたが、右下腿開放骨折を負って入院した。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約 0.3 m</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>事故当時、左舷着けで着岸していた本船の約 5 m 前方に、他の漁船が係留されており、船長は、甲板員 A に綱放せの合図をしたのち、前方の漁船と衝突しないよう注意を払っていた。</p> <p>甲板員 A は、本船に乗船して 5 日目であったが、底引き網漁船の乗船経験があり、ロープの扱い等には慣れていた。</p> <p>甲板員 A は、木綿の長袖、長ズボンの作業服を着用し、素足にサンダルを履き、素手で作業に当たっていた。</p> <p>係留索は、直径 26 mm × 長さ 25 m のクレモナ製 8 本撚りで、一端に長さ約 1 m のアイが施されており、係留の際は、係留索をたつに巻き付け、アイ側をビットに回して本船に引き込み、たつ上部に固定していた。</p> <p>事故当時、たつとの距離約 5 m の本件ビットに係留索を取っていたが、甲板員 A が約 10 m 取り込んだとき、本件ビットに巻かれていたさびたチェーンにアイ部分が絡み、取り込めなくなった。</p> <p>係留索取り込みの作業時間は、通常、約 30 ～ 60 秒であった。</p> <p>流し台は、厚さ約 1 cm の FRP 製、奥行き約 41 cm × 幅約 60 cm × 高さ約 9 cm で、ブルワーク上面から約 16 cm 下方の船尾物入れ（上甲板から高さ約 85 cm × 奥行き約 60 cm）の天板上、ブルワーク内壁面の、左舷から約 23 cm、船尾から約 11 cm の位置に付設され、操舵室左舷から見通せた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、郷ノ浦港において出航作業中、甲板員 A が、取り込んでいた係留索が本件ビットに絡んで取り込めなくなった際、操船に当たっている船長にその旨の連絡が伝わらない状況で、取り込んだ係留索を右足で踏みつけた姿勢で作業を続け、また、船長が取り込み作業の状況を確認せずに機関を前進にかけたことから、本船が前進し、緊張した係留索が、甲板員 A の右足首に絡んで締め付</p>

		<p>けたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aが、係留索が取り込めなくなった際、作業を中断して操舵室に行くなど、船長への連絡を適切に行っていれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、甲板員Aが係留索を取り込み始めたのを確認してから約2分後、係留索の取り込みが終わっていると思ったため、作業の状況を確認せずに機関を前進にかけたものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、本船が郷ノ浦港において出航作業中、甲板員Aが、取り込んでいた係留索が本件ビットに絡んで取り込めなくなった際、操船に当たっている船長にその旨の連絡が伝わらない状況で、取り込んだ係留索を右足で踏みつけた姿勢で作業を続け、また、船長が取り込み作業の状況を確認せずに機関を前進にかけたため、本船が前進し、緊張した係留索が、甲板員Aの右足首に絡んで締め付けたことにより発生したものと考えられる。</p>